

第2回岩手県自動車小売業最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和5年10月11日 午前9時55分～午前11時46分

○ 主な審議事項〈公開・ 非公開 〉 1 関係労使参考人からの意見聴取について 2 金額審議 3 その他	出席状況	公益	3/3
		労側	3/3
		使側	3/3
○ 審議要旨			
1 関係労使参考人からの意見聴取について 事務局が、関係労働者参考人及び関係使用者参考人から提出された「参考人意見書」を読み上げ説明した。			
2 金額審議 【労働者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】 2021 連合リビングウェイズの指数を元に算出された全ての都道府県で単身者が生活するには、時給 990 円以上が必要であるという試算結果から、令和 3 年当時の特定（産業別）最低賃金である 879 円との差額の 111 円を 3 年で解消することを目指し、 $111 \text{円} \div 3 \text{年} = 37 \text{円}$ 、円単位の端数を切り上げた 40 円が 2 年分で 80 円、これに消費者物価指数の上昇分 3.4%を現行の特定（産業別）最低賃金 903 円から算出した 31 円をプラスした 990 円を要求したいが、労使協定を結んでいる事業所の中で一番時給が低いところが 982 円であるため、79 円引上げの 982 円を提示。 【使用者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】 経済の状況について、円安によるインバウンドの増加等により上向いてきてはいるものの、一方では円安の負の影響を受けることによって個人消費が落ちてきている。また、新車の長納期の状態が現在も続いていること、下取りの台数が減っていること、燃料費を中心とした物価の高騰が販売会社の経営に大きな影響を及ぼしていること等から、自動車小売業界の現状は厳しいと考える。 令和 5 年賃金改定状況調査結果、第 4 表①「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」、卸小売業の男女計の C ランク 2.2%を採用し、現行の特定（産業別）最低賃金 903 円 \times 2.2% = 19.86、端数を切捨て 19 円。19 円引上げの 922 円を提示。 【審議経過】 労使の主張に対する審議が進められ、金額の歩み寄りがみられたが、労使双方の提示額に開きがあり、次回専門部会に向けてそれぞれ検討することとなった。			
3 その他 特になし。			
○ 次回開催日 会議名 令和 5 年度第 3 回岩手県自動車小売業最低賃金専門部会 日時 10 月 27 日 午後 1 時 30 分 場所 盛岡第 2 合同庁舎 5 階会議室			